

## 第4章 計画段階配慮事項の選定

### 1 計画段階配慮事項

計画段階配慮事項は、大分県環境影響評価条例に規定する「大分県環境影響評価条例第四条第一項の技術的事項に係る指針」（平成11年6月15日大分県告示第534号）（以下「指針」という。）別表第2の参考項目を勘案し、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定した。

本事業に伴う一連の諸行為等のうち、指針別表第2に掲げられている環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）を「工事の実施」、「土地又は工作物の存在及び供用」の各段階において抽出し、指針別表第2に掲げられている環境の構成要素（以下「環境要素」という。）のうち、抽出した影響要因により重大な影響を受けるおそれがあり、調査、予測及び評価を行う必要があると考えられる事項を配慮事項として大気質、騒音及び景観を選定した。

影響要因と環境要素の関連及び選定した計画段階配慮事項は表4.1-1に示すとおりである。



## 2 選定理由または選定しなかった理由

計画段階配慮事項として選定した理由または選定しなかった理由を表 4.2-1 に示す。

工事の実施に関する環境影響について、対象事業実施想定区域には、太陽光発電所が立地しており、それ以前は採石場跡地であった。第3章において既存資料を調査した結果、動物についての重要な種及び注目すべき生息地、植物についての重要な種及び群落は確認されず、生態系についても重要な特徴は確認されなかった。また、文化財の存在も確認されなかったことから、重大な環境影響を及ぼすおそれはないものと考えられる。さらに、対象事業実施区域に接して民家等は存在せず、特に騒音、振動に着目した場合の複数案に差が生じないものと考えられることから、計画段階配慮事項としては選定しなかった。

なお、ここでの選定は、各計画施設案の比較及び重大な環境影響を生じるおそれの有無を確認する観点において行ったものであり、工事の実施に関する環境影響及び表 4.2-1 において選定しなかった項目について、実施計画書以降の手続きにおいても選定しないことを意味するものではない。実施計画書段階では、環境影響の未然防止、あるいは低減など、環境保全の見地から、再度選定する。

表 4.2-1(1/2) 計画段階配慮事項の選定理由または選定しなかった理由

| 項目             |         | 選定              | 選定理由または選定しなかった理由  |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------|---------|-----------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 環境要素の区分 | 環境要因の区分         |                   |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                | 大気質     | 硫黄酸化物           | 施設の稼働<br>(排出ガス)   | ○                                                                                                                                                                                          | 計画施設の稼働に伴って、排ガス中に含まれる硫黄酸化物等により、重大な影響を及ぼすおそれがあること、複数案（煙突高さ）による周辺地域への影響に差が生じるおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定した。                                                                                                                                                                                                                                   |
|                |         | 窒素酸化物           |                   |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                |         | 浮遊粒子状物質         |                   |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                |         | 大気質に係る有害物質      |                   |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                | 大気質     | 窒素酸化物           | 廃棄物の搬出入           | ×                                                                                                                                                                                          | <p>廃棄物運搬車両の集中する国道10号（上戸次）において昼間12時間交通量は21,484台となっている（p.3-53参照）。これに対して廃棄物運搬車両台数は1日あたり1,880台（往復）と予想され、その寄与率は8.8%程度であることから、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられる。また、廃棄物運搬車両台数は複数案の間に差が生じないことから、配慮事項に選定しなかった。</p> <p>なお、後述の騒音（廃棄物の搬出入）において、重大な環境影響が生じることの可能性、環境保全の措置を検討する必要性を検討するため配慮事項として選定した。ここで、騒音について重大な影響が生じることが確認された場合、大気質についても配慮事項として取り扱うものとした。</p> |
|                |         | 浮遊粒子状物質         |                   |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                |         | 粉じん等            |                   |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                | 騒音      |                 | 施設の稼働<br>(機械等の稼働) | ×                                                                                                                                                                                          | 計画施設は鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造により建設する予定である。また、大きな騒音を発生させる機器等は、専用室に設置し、壁面の吸音処理などの対策を講じることにより、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられる。一方、対象事業実施想定区域に接して民家等は存在せず、複数案に差が生じるものではないことから、配慮事項に選定しなかった。                                                                                                                                                          |
|                |         |                 | 廃棄物の搬出入           | ○                                                                                                                                                                                          | 計画施設の供用時における廃棄物運搬車両の走行による影響について、複数案により差が生じることはないが、大気質（廃棄物の搬出入）において示したとおり、廃棄物運搬車両台数の現況交通量への寄与率は8.8%程度である。重大な環境影響が生じることの可能性、環境保全の措置を検討する必要性を検討するため、計画段階配慮事項として選定した。                                                                                                                                                                        |
|                | 振動      |                 | 施設の稼働<br>(機械等の稼働) | ×                                                                                                                                                                                          | <p>計画施設は鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造により建設する予定である。また、振動の発生源である機器には防振対策を講じ、また、それらの機器に接続する配管・ダクト類についても可とう継手、振れ止め等により、構造振動の発生を抑制することから、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられる。</p> <p>一方、対象事業実施想定区域に接して民家等は存在せず、複数案に差が生じるものではないことから、配慮事項に選定しなかった。</p>                                                                                                          |
|                |         |                 | 廃棄物の搬出入           | ×                                                                                                                                                                                          | 大気質と同様                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 悪臭             |         | 施設の稼働<br>(排出ガス) | ×                 | 排ガスの臭気要因として、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素などの無機ガスがあげられるが、「第2章環境保全目標値（自主管理値）」（p2-15参照）に示した自主管理値まで排出濃度は低下させる計画であり、これに応じて排出口での臭気指数は低減できる。したがって、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられる。また、複数案に差が生じるものではないことから、配慮事項に選定しなかった。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 水質             | 水の汚れ    | 施設の稼働<br>(排水)   | ×                 | 計画施設から排出されるプラント系排水、ごみピット汚水、床洗浄水等は、全て排水処理設備により処理した後、施設内で再利用するクローズド（無放流）とする。また、生活系排水は、浄化槽を設置し、適正に処理することから、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられる。さらに、複数案に差が生じないことから、配慮事項に選定しなかった。                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

表 4.2-1(2/2) 計画段階配慮事項の選定理由または選定しなかった理由

| 項 目            |                    |                        | 選定              | 選定理由または選定しなかった理由 |                                                                                                                                                                                                    |
|----------------|--------------------|------------------------|-----------------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境要素の区分        |                    | 環境要因の区分                |                 |                  |                                                                                                                                                                                                    |
| 土地又は工作物の存在及び供用 | 地形及び地質             | 重要な地形及び地質              | 地形改変後の土地及び施設の使用 | ×                | 対象事業実施想定区域には、太陽光発電所が立地しており、それ以前は採石場跡地であった。また、第3章における既存資料調査においても重要な地形及び地質の存在は確認されていない。<br>したがって、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられ、また、複数案に差が生じないことから、配慮事項に選定しなかった。                                              |
|                |                    | 土壌に係る有害物質              |                 |                  |                                                                                                                                                                                                    |
|                | 動物                 | 重要な種及び注目すべき生息地         | 地形改変後の土地及び施設の使用 | ×                | 対象事業実施想定区域には、太陽光発電所が立地しており、それ以前は採石場跡地であった。また、第3章において既存資料を調査した結果、重要な種及び注目すべき生息地、重要な種及び群落は確認されず、生態系についても重要な特徴は確認されなかった(p.3-29~40参照)。<br>したがって、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられ、また、複数案に差が生じないことから、配慮事項に選定しなかった。 |
|                | 植物                 | 重要な種及び群落               |                 |                  |                                                                                                                                                                                                    |
|                | 生態系                | 地域を特徴づける生態系            |                 |                  |                                                                                                                                                                                                    |
|                | 景観                 | 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観 | 地形改変後の土地及び施設の使用 | ○                | 主要な眺望点における景観が変化し、重大な影響を及ぼすおそれがあること、また、複数案による影響に差が生じるおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定した。                                                                                                                    |
|                | 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 |                        | 地形改変後の土地及び施設の使用 | ×                | 対象事業実施区域の西側には、大野川が南から北に流れているが、これを直接改変することはない。また、大野川のほか最寄りの主要な人と自然との触れ合いの活動の場大野川河川公園までは約3.3kmの距離がある(p.3-43参照)。<br>したがって、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられ、また、複数案に差が生じないことから、配慮事項に選定しなかった。                      |
|                | 廃棄物等               | 一般廃棄物                  | 廃棄物の発生          | ×                | 計画施設の稼働に伴って発生する廃棄物は、積極的に再利用・再資源化に努めることから、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられる。また、複数案に差が生じないことから、配慮事項に選定しなかった。                                                                                                   |
|                | 温室効果ガス等            | 二酸化炭素                  | 施設の稼働(排出ガス)     | ×                | 計画施設では発電設備を設置する予定であり、温室効果ガスの排出量削減に寄与できるものであること、複数案に差が生じないことから、配慮事項に選定しなかった。                                                                                                                        |
|                | 文化財                | 文化財                    | 地形改変後の土地及び施設の使用 | ×                | 対象事業実施想定区域には、太陽光発電所が立地しており、それ以前は採石場跡地であった。また、第3章において既存資料を調査した結果、対象事業実施想定区域に文化財の存在は確認されなかった(p.3-59~60参照)。<br>したがって、重大な影響を及ぼすおそれはないものと考えられ、また、複数案に差が生じないことから、配慮事項に選定しなかった。                           |